

○学校法人谷岡学園公益通報に関する規程

平成23年11月29日

最近改正 令和4年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人谷岡学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の社会的信頼の維持及び健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 学園と雇用関係にある教職員又は第3条の公益通報等の日前1年以内に教職員であった者及び学園の役員その他、学園への派遣労働者、学園と第三者との契約に基づき、学園においてその業務を遂行する労働者又は第3条の公益通報等の日前1年以内に労働者であった者（以下、第6条、第8条及び第9条において「教職員等」という。）、学園の学生・科目等履修生・委託生及び研究生（以下「学生等」という。）及び学園が設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児の保護者（以下「保護者」という。）は、次条に定める窓口に対し公益通報等を行うことができる。

(窓口)

第3条 学園は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口を監査室に設置する。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(不正目的の通報)

第5条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する目的で通報してはならない。

2 学園は、前項の通報を学園と雇用関係にある教職員、学園の役員又は教職員であった者が行った場合は、相当の措置を講ずるものとする。

(公益通報等への対応)

第6条 監査室は、教職員等、学生等及び保護者から公益通報等があった場合は、その公益通報者に対し、速やかに通報を受け付けた旨を通知し、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(専門的事項)

第7条 監査室は、受け付けた公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第8条 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聴き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために委員会を設置することができる。

3 調査対象部署及び調査対象者は、通報された事項に関して監査室が行う事実関係の調査に際して、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

4 通報事案に関連する部署及び教職員等は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して監査室から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 監査室長、監査室の公益通報事案に関する調査担当者（以下「調査担当者」という。）及び委員会委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署及び調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 監査室長、調査担当者及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。

3 監査室長及び調査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第10条 監査室長は、公益通報等の事案処理に当たっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を適宜理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第11条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第12条 学園は、公益通報等を行った者及び調査協力を行った者に対して、通報及び協力したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 学園と雇用関係にある教職員が、公益通報等を行った者及び調査協力を行った者に対し

て、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合は、就業規則等に従って厳正に処分する。

(事務所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、監査室とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。